

第80号議案

大田区産業プラザ条例の一部を改正する条例

1 改正内容

大田区産業プラザの貸施設にコワーキングスペースを追加設置し、その利用方法等を規定する。

2 経過及び目的

これまで民間事業者により大田区産業プラザ内にコワーキングスペースが設置されてきた。コロナ禍により、一層重要性を増した同機能を継続的・安定的に運営していくため、コワーキングスペースを公の施設に位置づけ、指定管理者による運営に切り替えることで、区民に多様な働き方及び利用者と区内外の産業者との交流の場を提供する。また、指定管理者の持つノウハウを活用し、利用者及び利用法人の区内創業、取引拡大、経営改善等の促進を図れる付加価値を持った施設とする。

3 施設の名称等

施設名：コワーキングスペース

場 所：大田区産業プラザ 2階

4 利用時間等

(1) 利用時間 (平 日) 午前9時から午後9時30分まで

(土、日、休日) 午前9時から午後5時まで

(2) 利用料金 (上限額)

一時利用	1人1時間	550円	
	1人1日	3,300円	
定期利用	個人利用 (月額)	9,000円	
	法人利用 (月額)	1アカウント	9,000円
		3アカウント	22,500円
		5アカウント	37,500円

5 施行日

(運営開始) 令和4年4月1日から

大田区産業プラザ条例（平成6年条例第39号）新旧対照表

新	旧																				
○大田区産業プラザ条例 平成6年12月14日 条例第39号	○大田区産業プラザ条例 平成6年12月14日 条例第39号																				
第1条（略） （施設）	第1条（略） （施設）																				
第2条 産業プラザには、次に掲げる施設を設ける。 （1） 展示ホール （2） コンベンションホール （3） 会議室 （4） 和室 <u>（5） コワーキングスペース</u> <u>（6） 駐車場</u> <u>（7） その他必要な施設</u>	第2条 産業プラザには、次に掲げる施設を設ける。 （1） 展示ホール （2） コンベンションホール （3） 会議室 （4） 和室 <u>（新設）</u> <u>（5） 駐車場</u> <u>（6） その他必要な施設</u>																				
第2条の2～第13条（略） 別表（第4条関係） （1） 展示ホール（略） （2） コンベンションホール等（略） <u>（3） コワーキングスペース</u>	第2条の2～第13条（略） 別表（第4条関係） （1） 展示ホール（略） （2） コンベンションホール等（略） <u>（新設）</u>																				
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"><u>一時利用</u></td> <td><u>1人1時間</u></td> <td><u>550円</u></td> </tr> <tr> <td><u>1人1日</u></td> <td><u>3,300円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="5"><u>定期利用</u></td> <td colspan="2"><u>個人利用（月額）</u></td> <td><u>9,000円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><u>法人利用（月額）</u></td> <td><u>1アカウント</u></td> <td><u>9,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>3アカウント</u></td> <td><u>22,500円</u></td> </tr> <tr> <td><u>5アカウント</u></td> <td><u>37,500円</u></td> </tr> <tr> <td><u>ト</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>ト</u></td> <td></td> </tr> </table>	<u>一時利用</u>	<u>1人1時間</u>	<u>550円</u>	<u>1人1日</u>	<u>3,300円</u>	<u>定期利用</u>	<u>個人利用（月額）</u>		<u>9,000円</u>	<u>法人利用（月額）</u>	<u>1アカウント</u>	<u>9,000円</u>	<u>3アカウント</u>	<u>22,500円</u>	<u>5アカウント</u>	<u>37,500円</u>	<u>ト</u>		<u>ト</u>		
<u>一時利用</u>		<u>1人1時間</u>	<u>550円</u>																		
	<u>1人1日</u>	<u>3,300円</u>																			
<u>定期利用</u>	<u>個人利用（月額）</u>		<u>9,000円</u>																		
	<u>法人利用（月額）</u>	<u>1アカウント</u>	<u>9,000円</u>																		
		<u>3アカウント</u>	<u>22,500円</u>																		
		<u>5アカウント</u>	<u>37,500円</u>																		
		<u>ト</u>																			
<u>ト</u>																					
<u>（4） 駐車場（略）</u>	<u>（3） 駐車場（略）</u>																				
備考 （1）～（6）（略） <u>（7） コワーキングスペースの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時までとする。</u> <u>（8） コワーキングスペースの利用時間に1</u>	備考 （1）～（6）（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>																				

新	旧
<p><u>時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。</u></p> <p><u>(9) コワーキングスペースの定期利用とは、利用者が1月単位で利用をすることをいう。</u></p> <p><u>(10) コワーキングスペースの定期利用における法人利用のアカウント数は、一度に利用できる人数の上限を示す。</u></p> <p><u>(11) 前号の規定にかかわらず、コワーキングスペースの定期利用をしている者が商談等で当該者以外の者と打合せが必要な場合は、個人利用又は法人利用の1アカウント利用につき同伴者（商談等の相手をいう。以下同じ。）3名まで2時間を上限に入場できるものとする。ただし、これを超える同伴者の入場については、一時利用の利用料金を適用する。</u></p> <p><u>(12) コワーキングスペースの定期利用において日割計算が必要な場合は、1月を30日として算出し、算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p><u>(15) (略)</u></p> <p><u>(16) 区外のもの（個人についてはその者が区に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者をいい、団体についてはその構成員の半数以上が区に在住し、在勤し、又は在学する者以外のものをいう。以下同じ。）が施設を利用するときは、当該利用料金の2割相当額を限度として当該利用料金のほかに徴収することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 区外のも物が展示会等のために大展示ホール、小展示ホール、コンベンションホール、控室1又は控室2を<u>利用する</u>場合で、区内産業の振興に寄与するものであると区長が認めたとき。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) 区外のもの（個人についてはその者が区に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者をいい、団体についてはその構成員の半数以上が区に在住し、在勤し、又は在学する者以外のものをいう。以下同じ。）が施設を利用するときは、当該利用料金の2割相当額を限度として当該利用料金のほかに徴収することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 区外のも物が展示会等のために大展示ホール、小展示ホール、コンベンションホール、控室1又は控室2を<u>使用する</u>場合で、区内産業の振興に寄与するものであると区長が認めたとき。</p>

新	旧
<p><u>ウ 区外のもものがコワーキングスペースを利用するとき。</u></p> <p><u>(17)</u> 第3号に規定する5割相当額、第4号に規定する1時間当たりの額の2割相当額、第5号に規定する1時間当たりの額の相当額、<u>第15号</u>に規定する5割相当額及び前号に規定する2割相当額に係る計算方法については、区長が別に定める。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(11)</u> 第3号に規定する5割相当額、第4号に規定する1時間当たりの額の2割相当額、第5号に規定する1時間当たりの額の相当額、<u>第9号</u>に規定する5割相当額及び前号に規定する2割相当額に係る計算方法については、区長が別に定める。</p>